

果実酒等の製法品質表示基準の Q & A

平成 28 年 6 月

国 税 庁

果実酒等の製法品質表示基準のQ & A 目次

【定義（第1項関係）】

- (問1) 酵母の水戻し、製造工程中に加える物品等の溶解・分散等のために水を使用した場合、日本ワインから除かれる「原料として水を使用したもの」に該当しますか。 P. 5
- (問2) 日本ワインをカーボネーション（炭酸ガスを混和）したスパークリングワインは、日本ワインに該当しますか。 P. 5
- (問3) 輸入したワインを国内でカーボネーション（炭酸ガスを混和）したスパークリングワインは、輸入ワインに該当しますか。 P. 5

【記載事項の表示（第2項関係）】

- (問4) 日本ワインには、必ず「日本ワイン」と表示しなければなりません。 P. 6
- (問5) 原材料名の表示順は、必ず重量で判断しなくてはならないのですか。 P. 6
- (問6) 濃縮ぶどう果汁で製造した国内製造ワインと輸入ワインをブレンドして製造した国内製造ワインの原材料表示はどのようにしたらよいのでしょうか。 P. 6
- (問7) 原材料に使用した国内製造ワインの原材料の重量比が不明である場合、原材料表示はどのようにしたらよいのでしょうか。 P. 7
- (問8) 表示基準に規定された原材料（果実、濃縮果汁、輸入ワイン）以外の原材料は表示しなくてもよいですか。 P. 8

【特定の原材料を使用した旨の表示（第3項関係）】

- (問9) 国内で製造された濃縮ぶどう果汁を原材料とした国内製造ワインでも、「濃縮果汁使用」など表示しなければなりません。 P. 9
- (問10) 容器等の主たる商標を表示する側に一括表示欄を表示し、当該一括表示欄の原材料名の表示として、10.5 ポイント（360m l 以下の容器の場合は 7.5 ポイント）の活字以上の大きさに「濃縮還元ぶどう果汁」と表示していますが、これとは別個に、「特定の原材料を使用した旨の表示」として「濃縮果汁使用」などの濃縮果汁を使用したことが分かる表示を行う必要がありますか。 P. 9
- (問11) なぜ、主たる商標を表示する側に「特定の原材料を使用した旨の表示」を行う必要があるのですか。 P. 9
- (問12) いわゆるフルーツワインについても、主たる商標を表示する側に「濃縮果汁使用」などの表示を行う必要がありますか。 P. 10

【地名の表示（第5項関係）】

- (問 13) 日本ワインに表示する地名として、都道府県よりも広い、「東北」や「九州」等の地名を表示することはできますか。 P. 11
- (問 14) ワインのびん詰場所の地名を表示することはできますか。 P. 11
- (問 15) 日本ワイン以外のワインの地名（ぶどうの収穫地）の表示ルールを教えてください。 P. 11
- (問 16) 当社では、ぶどう品種「甲州」を 100%使用した日本ワインを製造しています。このぶどうは甲州市で収穫されたものではなく、醸造地も甲州市ではありませんが、ぶどうの品種名として「甲州」を表示することができますか。 P. 11
- (問 17) 地名を含む会社名を表示する場合、併せて表示する「(株)」等の表示を、会社名よりも小さい表示としても構いませんか。 P. 12
- (問 18) ラベルに表示した都道府県の名称について、当該都道府県内の別々の市町村にそれぞれぶどうの収穫地と醸造地がある場合でも、その地名が示す範囲に醸造地があるといえますか。 P. 12
- (問 19) 「表示する地名が示す範囲に醸造地がない場合」に該当しない場合を、具体的に教えて下さい。 P. 13
- (問 20) 当社は、A市内のB地区で収穫されたぶどうを 100%使用して、同じA市内のC地区で醸造した日本ワインを製造しています。この場合、B地区の範囲に醸造地がないことになりますが、「Bワイン」等の表示を行うことはできないのですか。 P. 14
- (問 21) 当社では、A市産ぶどうを 90%、B市産ぶどうを 10%使用した日本ワインを製造しています。この日本ワインはA市産ぶどうを 85%以上使用しているので、一括表示欄の原材料の原産地名として「ぶどう（A市産）」と表示することは可能ですか。 P. 14
- (問 22) ①A市産ぶどうを 85%未満使用した日本ワインと、②A市産ぶどうを 100%使用した日本ワインをブレンド（混和）し、混和後のワインがA市産ぶどうを 85%以上使用したものとなる場合、地名としてA市を表示することができますか。なお、①、②ともにA市で醸造しています。 P. 14
- (問 23) 当社は、A県産ぶどうを 100%使用し、A県内で醸造した日本ワインを製造していますが、びん詰はB県にある自社の別の製造場で行っています。この場合、「Aワイン」等の表示を行うことは可能ですか。 P. 15
- (問 24) 何故、日本ワイン以外は醸造地の地名も表示できないのですか。 P. 15
- (問 25) 他の製造場で醸造されたワインを購入（未納税移入）し、自社の製造場で醸造したワインとブレンド（混和）した場合、自社の製造場の地名を醸造地として表示することはできますか。 P. 15
- (問 26) 当社は、A市産ぶどうを 100%使用し、A市に隣接する同一県内のB市で醸造した日本ワインを製造しています。この場合、ぶどうの収穫地であるA市と、醸造地であるB市は隣接した市町村になることから、「Bワイン」等、地名としてB市を表示することは可能ですか。 P. 15
- (問 27) 当社は、食品表示基準及び組合法に基づいて製造所固有記号等の届出を行

- っています。「〇〇産ぶどう使用」と表示する場合、ぶどうの収穫地を含む地名であることが分かる方法として、一括表示欄に醸造地を表示する必要がありますが、届け出た製造所固有記号を一括表示欄に表示すれば、醸造地を表示したことになりますか。 P. 16
- (問 28) 日本ワインでない場合又は地名の表示のルールに適合しない場合には、地名を含む商品名等はそれが商標登録したものでも表示できないのですか。 P. 16
- 【ぶどうの品種名の表示（第 6 項関係）】**
- (問 29) 日本ワイン以外の場合、容器又は包装にぶどうの品種名を表示することはできないのですか。 P. 17
- (問 30) ぶどうの収穫地と醸造地が同じ地域にない場合でも、「山形シャルドネ」などの表示はできますか。 P. 17
- (問 31) 当社は、ぶどうの品種として、シャルドネ 60%、リースリング 25%、ケルナー10%、ソーヴィニヨン・ブラン 5 %を使用した国内製造ワインを製造しています。この場合、どのようなぶどうの品種名の表示が可能ですか。 P. 17
- (問 32) ぶどうの品種名に使用量の割合を併記する場合、割合の 1 %未満の端数の処理については、切り上げ、切り捨て等の決まりはありますか。 P. 18
- 【ぶどうの収穫年の表示（第 7 項関係）】**
- (問 33) 日本ワイン以外の場合、容器又は包装にぶどうの収穫年を表示することはできないのですか。 P. 19
- (問 34) 当社は、2015 年に収穫したぶどう 90%と前年の 2014 年に収穫したぶどう 10%を使用した日本ワインを製造しています。この場合、ぶどうの収穫年について「2015 年産 90%、2014 年産 10%」等、割合を表示することはできますか。 P. 19
- 【表示の方式等（一括表示欄の表示関係）（第 8 項関係）】**
- (問 35) 酒類の品目は、一括表示欄に記載していれば、主たる商標を表示する側への表示を行う必要はないのですか。 P. 20
- (問 36) 一括表示欄に「果実酒」等の酒類の品目を表示する場合の文字は、何ポイントの活字以上の大きさで表示すればよいのですか。 P. 20
- (問 37) 製造者、加工者、販売者がそれぞれ異なる場合、一括表示欄はどのように記載すればよいでしょうか。 P. 21
- (参考) 国内製造ワイン・日本ワイン・輸入ワインの区分判定フロー P. 23

本Q & Aにおいては、以下の略称を使用しています。

表 示 基 準：果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁第18号）

通 達：酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（平成11年6月25日課酒1－36）第8編第1章
第86条の6関係3《果実酒等の製法品質表示基準の取扱い》

組 合 法：酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）

一括表示欄：表示基準で定める別記様式

食 品 関 連 事 業 者：食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条で定める食品関連事業者

【定義（第 1 項関係）】

（問 1）酵母の水戻し、製造工程中に加える物品等の溶解・分散等のために水を使用した場合、日本ワインから除かれる「原料として水を使用したもの」に該当しますか。

（答）酵母の水戻し、製造工程中に加える物品等の溶解・分散等のため必要最小限の水を使用したものは、その酵母や加える物品として取り扱います。したがって、日本ワインから除く「原料として水を使用したもの」には該当しません。

（表示基準第 1 項 3 号、通達(6)イ）

（問 2）日本ワインをカーボネーション（炭酸ガスを混和）したスパークリングワインは、日本ワインに該当しますか。

（答）酒税法上、炭酸ガスの混和は製造行為に該当しますが、酒類に炭酸ガスの混和をした酒類の品目は、酒税法上混和前の酒類の品目とすることとされています。

日本ワインは酒税法の果実酒の定義を基本にしていることから、ご質問のスパークリングワインは、日本ワインと取り扱います。

（酒税法第 3 条 13 号、43 条 2 項、表示基準第 1 項 3 号）

（問 3）輸入したワインを国内でカーボネーション（炭酸ガスを混和）したスパークリングワインは、輸入ワインに該当しますか。

（答）国内での炭酸ガスの混和は、酒税法の製造行為に該当します。したがって、ご質問のスパークリングワインは、輸入ワインを原料とした国内製造ワインに該当します。

（酒税法第 43 条 1 項、表示基準第 1 項 1 号、4 号）

【記載事項の表示（第2項関係）】

（問4）日本ワインには、必ず「日本ワイン」と表示しなければなりませんか。

（答）日本ワインには、一括表示欄に8ポイント（容量200m l以下の容器の場合は6ポイント）の活字以上の大きさに「日本ワイン」と表示しなければなりません。

一括表示欄以外への「日本ワイン」の表示についての規定は設けていませんが、消費者の商品選択に資する観点からは、主たる商標を表示する面にも「日本ワイン」の表示を行っていただくことが望ましいと考えています。

なお、一括表示欄以外の場所に「日本ワイン」の表示をした場合であっても、一括表示欄には「日本ワイン」の表示が必要になります。

（表示基準第2項1号、第8項、別記様式備考1、通達(6)ハ、(14)イ）

（問5）原材料名の表示順は、必ず重量で判断しなくてはいけないのですか。

（答）原材料名の表示順は、原則として使用した原材料の重量順としています。食品全般の表示方法を定めている食品表示基準においても、原材料については、原材料に占める重量の割合の高い順に表示することとされています。

一方、酒類は液体であり、例えば、国内製造ワインと輸入ワインを混和した場合など、それぞれの原材料の重量を算出することが困難な場合には、重量に代えて、容量の順により表示しても差し支えありません。

（表示基準第2項2号、通達(3)ハ、(7)、食品表示基準第3条）

（問6）濃縮ぶどう果汁で製造した国内製造ワインと輸入ワインをブレンドして製造した国内製造ワインの原材料表示はどのようにしたらよいでしょうか。

（答）例えば、輸入した濃縮ぶどう果汁を水で希釈したものを原材料として国内で製造したワイン（国内製造ワイン）に、輸入ワインをブレンドして新たに国内製造ワインを製造した場合、一括表示欄の原材料表示として、ブレンドに使用した国内製造ワインの原材料である「濃縮還元ぶどう果汁（外国産）」と「輸入ワイン」を表示することとなります。

〈表示例〉

- ・原材料名 濃縮還元ぶどう果汁（外国産）、輸入ワイン

この例では、濃縮還元果汁を希釈するために使用した水の量も含めた重量と、輸入ワインの重量により表示順を決めることとなりますが、国内製造ワインの原材料と輸入ワインのそれぞれの重量を算出することが困難な場合には、重量に代えて、混和割合（容量比）による表示順としても差し支えありません。

（表示基準第2項2号ロ、ニ、通達(3)ハ、(7)イ、ロ）

（問7）原材料に使用した国内製造ワインの原材料の重量比が不明である場合、原材料表示はどのようにしたらよいでしょうか。

（答）他の酒類製造業者から酒類の原料とするために国内製造ワインを未納税移入した場合など、原材料に使用した国内製造ワインの原材料の重量比が不明である場合には、原材料として「国内製造ワイン」と表示し、併せて当該国内製造ワインの原材料を転記することとしています。

例えば、国内製造ワイン（外国産の濃縮還元ぶどう果汁を原材料とした国内製造ワインと輸入ワインをブレンドして製造したもの。原材料の重量比不明）と輸入ワインをブレンドして製造した場合など、その原材料とした国内製造ワインの重量比が不明である場合については、「国内製造ワイン（濃縮還元ぶどう果汁（外国産）、輸入ワイン）」といった表示を行うこととなります。

〈表示例〉

- ・原材料名 国内製造ワイン（濃縮還元ぶどう果汁（外国産）、輸入ワイン）、輸入ワイン

なお、ワインの原材料が不明という事態が生じないよう、他の酒類製造業者へ未納税移出する酒類についても、表示基準の対象となることに留意してください。

この場合、消費者に対して通常そのままの状態を引き渡すことを予定していない容器（例えば、タンクローリー等）に充てんした果実酒等への表示については、当該果実酒等の送り状、納品書、規格書その他当該果実酒等と合わせて譲渡される書類に行うこととなります。

（表示基準前文、第2項2号ニ、通達(2)、(7)ロ）

（問８）表示基準に規定された原材料（果実、濃縮果汁、輸入ワイン）以外の原材料は表示しなくてもよいですか。

（答）表示基準に規定された原材料以外でも、食品表示法その他の法令によって表示が義務付けられている物品を原材料とした場合については、表示する必要があります。

例えば、食品表示法で表示が義務付けられている添加物（酸化防止剤（亜硫酸塩）等）を使用した場合は、これを表示する必要があります。

また、消費者の商品選択に資する観点からは、表示基準やその他の法令で義務付けられている以外の原材料についても、可能な限り表示することが望ましいと考えます。

なお、添加物の表示については、食品表示基準別記様式１の表示方法に従って、一括表示欄に事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができます。

〈表示例〉

・原材料名 ぶどう（日本産）／酸化防止剤（亜硫酸塩）

（表示基準第２項２号、別記様式備考７、通達(2)ハ、酒税法第３条１３号、食品表示法第４条１号、食品表示基準第３条、別記様式１備考２）

【特定の原材料を使用した旨の表示（第3項関係）】

（問9）国内で製造された濃縮ぶどう果汁を原材料とした国内製造ワインでも、「濃縮果汁使用」など表示しなければなりませんか。

（答）濃縮果汁が国産か外国産かに関わらず表示する必要があります。

なお、表示基準第3項の「特定の原材料を使用した旨の表示」として容器等の主たる商標を表示する側に濃縮果汁を使用したことが分かる表示を行う必要があるのは、原料として水を使用した場合に限りまでするので、例えば、濃縮果汁を水で希釈せず、濃縮果汁のまま添加する場合は、当該表示を行う必要はありません。

（表示基準第3項1号）

（問10）容器等の主たる商標を表示する側に一括表示欄を表示し、当該一括表示欄の原材料名の表示として、10.5ポイント（360ml以下の容器の場合は7.5ポイント）の活字以上の大きさで「濃縮還元ぶどう果汁」と表示していますが、これとは別個に、「特定の原材料を使用した旨の表示」として「濃縮果汁使用」などの濃縮果汁を使用したことが分かる表示を行う必要がありますか。

（答）主たる商標を表示する側であって、陳列された際にその面が消費者から見える位置に一括表示欄を設け、「特定の原材料を使用した旨の表示」として「濃縮果汁使用」などの濃縮果汁を使用したことが分かる表示が行われている場合には、一括表示欄と別個に表示基準第3項1号の「濃縮果汁を使用したことが分かる表示」を行う必要はありません。

（表示基準第3項1号）

（問11）なぜ、主たる商標を表示する側に「特定の原材料を使用した旨の表示」を行う必要があるのですか。

（答）店頭で陳列されたワインについて、消費者が日本ワインと他の国内製造ワインとを容易に区別ができるよう、一般的に正面側を向いて陳列が行われる主たる商標が表示されている側に、当該表示を行うこととしたものです。

(問 12) いわゆるフルーツワインについても、主たる商標を表示する側に「濃縮果汁使用」などの表示を行う必要がありますか。

(答) いわゆるフルーツワインについては、何の果実を使用しているかが消費者にとって最も重要な情報であるため、主たる商標を表示する側にぶどう以外の原料果実の名称などを表示することとしています。そのため、日本ワインとその他の国内製造ワインとを容易に区別できることを目的とする「特定の原材料を使用した旨の表示」の表示を行う必要はありません。

なお、いわゆるフルーツワインについては、表示基準第5項から第7項に定める地名、ぶどうの品種名及びぶどうの収穫年の表示に関する規定の適用もありません。

(表示基準第3項、4項)

【地名の表示（第5項関係）】

（問13）日本ワインに表示する地名として、都道府県よりも広い、「東北」や「九州」等の地名を表示することはできますか。

（答）「地名」には、社会通念上、特定の地域を指す名称が含まれますので、「東北」や「九州」等も「地名」に該当します。

（表示基準第5項、通達(3)イ）

（問14）ワインのびん詰場所の地名を表示することはできますか。

（答）国内製造ワインに地名を表示する場合は、一括表示欄への原材料の原産地名の表示のほか、日本ワインに限り、ぶどうの収穫地又は醸造地の地名を表示できることとしています。びん詰場所はこれらに該当しませんので、表示することができません。

なお、食品表示基準により一括表示欄に「加工所」として表示する義務のあるびん詰場所については地名に該当しないこととして取り扱います。

（表示基準第5項1号）

（問15）日本ワイン以外のワインの地名（ぶどうの収穫地）の表示ルールを教えてください。

（答）日本ワイン以外の国内製造ワインについては、表示基準第2項3号の「原材料の原産地名」として、一括表示欄の原材料名の次に括弧を付して地名（ぶどうの収穫地）を表示することができますが、それ以外の地名は表示できないこととしています。

輸入ワインについては、表示基準第2項4号の「原産国名」を一括表示欄に表示する必要がありますが、それ以外の地名（ぶどうの収穫地）の表示に関するルールはありません。

（表示基準第2項3号、3項、5項、通達(5)、(8)ロ、ハ）

（問16）当社では、ぶどう品種「甲州」を100%使用した日本ワインを製造しています。このぶどうは甲州市で収穫されたものではなく、醸造地も甲州市ではありませんが、ぶどうの品種名として「甲州」を表示することができますか。

（答）「甲州」や「甲斐ノワール」等、ぶどうの品種名と地名が同一又はぶどうの品種名に地名が含ま

れている場合がありますが、これらは、ぶどうの品種名として表示基準第6項に従って表示することができます。

(表示基準第5項、6項)

(問 17) 地名を含む会社名を表示する場合、併せて表示する「株」等の表示を、会社名よりも小さい表示としても構いませんか。

(答) 地名を含む会社名を表示する場合については、会社名として消費者が容易に判別できる方法により表示する必要があります。併せて表示する「株」等の表示が、会社名の表示と比べて小さい文字、薄い色、見にくい色、異なる字体等で表示されている、または、「株」等の表示と会社名が離れた位置に表示されているなど一体的に表示されていない場合には、消費者が容易に判別できる方法により表示されているとはいえません。

したがって、原則として、「株」等の表示は会社名と同程度の大きさ、色調等で会社名と一体的に表示する必要があります。

(表示基準第5項、通達(11)イ(イ))

(問 18) ラベルに表示した都道府県の名称について、当該都道府県内の別々の市町村にそれぞれどうの収穫地と醸造地がある場合でも、その地名が示す範囲に醸造地があるといえますか。

(答) 表示するぶどうの収穫地が都道府県の名称であれば、その都道府県内の別の市町村に醸造地がある場合であっても、その地名が示す範囲に醸造地があることとなります。

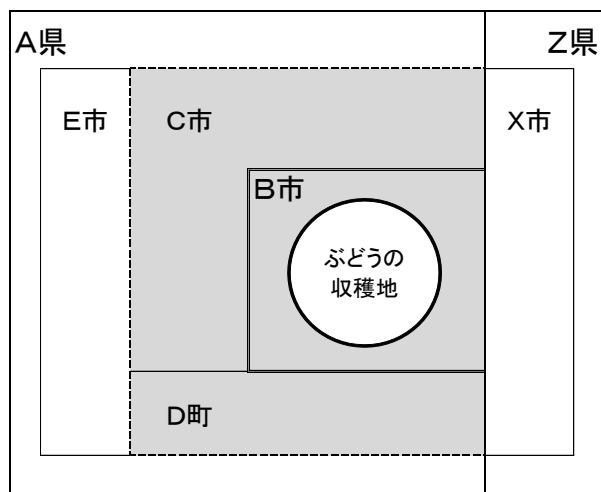
なお、ぶどうの収穫地として市町村など都道府県より小さい地域の名称を表示する場合は、その市町村などの地域内に醸造地がある場合のほか、同一都道府県内の隣接した市町村に醸造地がある場合にも、表示する地名が示す範囲に醸造地があるものと取り扱います。

(表示基準第5項、通達(11)ハ)

(問 19)「表示する地名が示す範囲に醸造地がない場合」に該当しない場合を、具体的に教えて下さい。

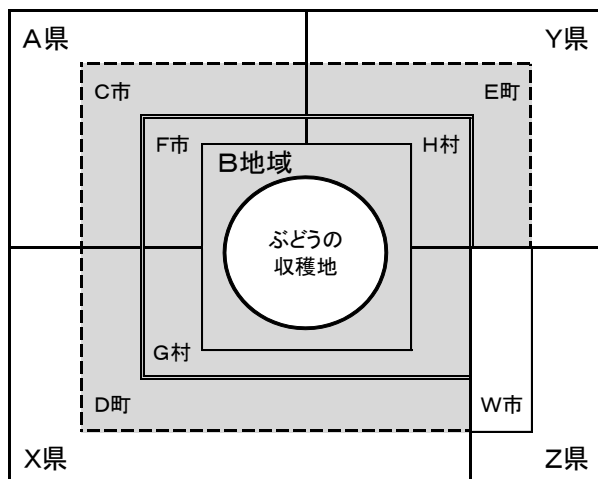
(答)「表示する地名が示す範囲に醸造地がない場合」に該当しない場合を図で示すと、次のようになります(○：該当しない場合。×：該当する場合)。

【事例 1：地名として B 市を表示する場合】



- A 県 B 市、C 市又は D 町に醸造地がある場合
- × A 県 E 市に醸造地がある場合 …… A 県 B 市に隣接していないため
- × Z 県 X 市に醸造地がある場合 …… A 県 B 市に隣接しているが、県が異なるため

【事例 2：地名として複数の県を跨ぐ B 地域を表示する場合】



- A 県 C 市、F 市、X 県 D 町、G 村、Y 県 E 町又は H 村に醸造地がある場合
- × Z 県 W 市に醸造地がある場合 …… B 地域が示す範囲にある X 県 G 村に隣接しているが、県が異なるため

(表示基準第 5 項 1 号、通達(11)ハ)

(問 20) 当社は、A市内のB地区で収穫されたぶどうを 100%使用して、同じA市内のC地区で醸造した日本ワインを製造しています。

この場合、B地区の範囲に醸造地がないことになりますが、「Bワイン」等の表示を行うことはできないのですか。

(答) 通達(11)ハのとおり、表示する地名（B地区）を含む市町村内（A市内）に醸造地（C地区）がある場合は、「表示する地名が示す範囲に醸造地がない場合」に該当しないものとして取り扱いますので、「Bワイン」等の表示を行うことができます（問 19 参照）。

（表示基準第 5 項 1 号、通達(11)ハ）

(問 21) 当社では、A市産ぶどうを 90%、B市産ぶどうを 10%使用した日本ワインを製造しています。この日本ワインはA市産ぶどうを 85%以上使用しているので、一括表示欄の原材料の原産地名として「ぶどう（A市産）」と表示することは可能ですか。

(答) ぶどうの原産地名の一括表示欄での表示は、原則として「ぶどう（日本産）」と表示します。これに代えて、「A市産」を表示する場合には、A市産ぶどうを 85%以上使用している場合であっても、「ぶどう（A市産、B市産）」と、使用量の多い順に全ての地名を表示する必要があります。

（表示基準第 2 項 3 号、通達(8)ロ）

(問 22) ①A市産ぶどうを 85%未満使用した日本ワインと、②A市産ぶどうを 100%使用した日本ワインをブレンド（混和）し、混和後のワインがA市産ぶどうを 85%以上使用したものとなる場合、地名としてA市を表示することができますか。

なお、①、②ともにA市で醸造しています。

(答) 異なる日本ワインをブレンド（混和）したワインについても「日本ワイン」に該当します。

したがって、混和後のワインが、A市産ぶどうを 85%以上使用したものとなる場合には、地名としてA市を表示することができます。

（表示基準第 1 項 3 号、5 項 1 号）

(問 23) 当社は、A 県産ぶどうを 100%使用し、A 県内で醸造した日本ワインを製造していますが、
びん詰はB県にある自社の別の製造場で行っています。

この場合、「A ワイン」等の表示を行うことは可能ですか。

(答) A 県産ぶどうを 85%以上使用し、A 県で醸造した日本ワインを他県にある自社の別の製造場で
びん詰した場合も、「A ワイン」等の表示を行うことができます。

また、他県にある他社の製造場にびん詰を委託する場合やびん詰だけでなくワインのカーボネーション（炭酸ガスの混和）を委託する場合についても、同様に「A ワイン」等の表示を行うことができます。

(表示基準第 5 項 1 号)

(問 24) 何故、日本ワイン以外は醸造地の地名も表示できないのですか。

(答) 日本ワイン以外の国内製造ワインに国内の地名が表示されている場合、消費者が日本ワインであると誤解するおそれがあることから、日本ワイン以外については、醸造地も含めて地名の表示はできないこととしています。

(問 25) 他の製造場で醸造されたワインを購入（未納税移入）し、自社の製造場で醸造したワインとブレンド（混和）した場合、自社の製造場の地名を醸造地として表示することはできますか。

(答) ご質問のワインには、醸造地が 2 箇所存在することとなります。

したがって、醸造地を表示する場合には、その 2 箇所の醸造地を両方表示する必要があります。

また、ぶどうの収穫地と醸造地の範囲の判定に当たっては、両方の醸造地を考慮することとなります。

(表示基準第 5 項 2 号)

(問 26) 当社は、A 市産ぶどうを 100%使用し、A 市に隣接する同一県内の B 市で醸造した日本ワインを製造しています。

この場合、ぶどうの収穫地である A 市と、醸造地である B 市は隣接した市町村になることか

ら、「Bワイン」等、地名としてB市を表示することは可能ですか。

(答) ご質問のケースでは、「Aワイン」等、ぶどうの収穫地であるA市を表示することは可能ですが、B市を表示したい場合は、醸造地を含む地名として「B市醸造ワイン」等と表示する必要があり、併せて、「B市は原料として使用したぶどうの収穫地ではありません」等の表示が必要となります。

(表示基準第5項、通達(11)ハ、ホ)

(問 27) 当社は、食品表示基準及び組合法に基づいて製造所固有記号等の届出を行っています。

「〇〇産ぶどう使用」と表示する場合、ぶどうの収穫地を含む地名であることが分かる方法として、一括表示欄に醸造地を表示する必要がありますが、届け出た製造所固有記号を一括表示欄に表示すれば、醸造地を表示したことになりますか。

(答) ぶどうの収穫地を含む地名であることが分かる方法により表示する場合の一括表示欄に表示する醸造地については、製造所固有記号ではなく、必ず、醸造地の所在地（都道府県又は市区町村のみでも可能。）を表示する必要があります。

(表示基準第5項1号、通達(11)ニ(ハ))

(問 28) 日本ワインでない場合又は地名の表示のルールに適合しない場合には、地名を含む商品名等はそれが商標登録したものでも表示できないのですか。

(答) 表示基準は「国内外における取引の円滑な運行に資する目的」及び「消費者の商品選択に資する目的」という公益性の観点から規定しています。

表示基準によって、個別の商標権の権利に何らかの変動を与えるものではありませんが、その行使（ラベルへの表示）に当たっては、当該表示基準により、公益性から求められる一定の制限に従っていただく必要があるため、当該基準の範囲内でのみ商標権の行使が可能と考えております。

したがって、商標登録された商品名等であっても、地名を含むものについては、日本ワインではない場合又は表示基準第5項の地名の表示ルールに適合しない場合には、表示することができません。

(表示基準5、通達(1)、(11)ト)

【ぶどうの品種名の表示（第6項関係）】

（問 29）日本ワイン以外の場合、容器又は包装にぶどうの品種名を表示することはできないのですか。

（答）日本ワイン以外の国内製造ワインについては、一括表示欄に限り、表示基準第6項のぶどうの品種名の表示ルールに従って、ぶどうの品種名を表示することができます。

なお、輸入ワイン及びぶどう以外の果実を使用したいいわゆるフルーツワインについては、表示基準第6項の規定の適用はありません。

（表示基準第3項、6項、通達(5)）

（問 30）ぶどうの収穫地と醸造地が同じ地域にない場合でも、「山形シャルドネ」などの表示はできますか。

（答）通達(11)二のとおり、「山形シャルドネ」のようにぶどうの収穫地とぶどうの品種名の組合せによる表示は、当該収穫地で収穫された単一品種のぶどうを85%以上使用しており、一括表示欄に①醸造地の表示及び②原材料のぶどうの原産地として、表示したぶどうの収穫地である「山形県産」を表示している場合は、表示することができます。

（表示基準第5項1号、通達(11)二）

（問 31）当社では、ぶどうの品種として、シャルドネ 60%、リースリング 25%、ケルナー10%、ソーヴィニヨン・ブラン5%を使用した国内製造ワインを製造しています。この場合、どのようなぶどうの品種名の表示が可能ですか。

（答）ぶどうの品種名の表示については、使用量の多い順に使用量の割合の合計が85%以上となるまで表示する必要があります。また、3品種以上表示する場合には、必ず使用量の割合を併記する必要があります。

ご質問の品種構成の場合、次のいずれかの表示が可能です。

①シャルドネ、リースリング

※ 2品種の場合、使用量の割合を併記する必要はありません。

②シャルドネ 60%、リースリング 25%

③シャルドネ 60%、リースリング 25%、ケルナー10%

④シャルドネ 60%、リースリング 25%、ケルナー10%、ソーヴィニヨン・ブラン 5 %

※ 使用量の多い順に表示する必要があるため、ケルナーを表示せずにソーヴィニヨン・ブランを表示することはできません。

(表示基準第 6 項、通達(12)イ、ロ)

(問 32) ぶどうの品種名に使用量の割合を併記する場合、割合の 1 %未満の端数の処理については、
切り上げ、切り捨て等の決まりはありますか。

(答) 表示するぶどうの品種の使用量の合計が 85%以上となるかどうかの判断については、端数処理を行う前の割合で判断する必要があります。ぶどうの品種名に併記する使用量の割合については、1 %未満の端数の処理（切り上げ、切り捨て等）に関する決まりはありません。

(表示基準第 6 項、通達(12))

【ぶどうの収穫年の表示（第7項）】

（問 33）日本ワイン以外の場合、容器又は包装にぶどうの収穫年を表示することはできないのですか。

（答）日本ワイン以外の国内製造ワインについては、容器又は包装にぶどうの収穫年を表示することはできません。

なお、輸入ワイン及びぶどう以外の果実を使用したいわゆるフルーツワインについては、表示基準第7項のぶどうの収穫年に関する規定の適用はありません。

（表示基準第3項、7項、通達(5)）

（問 34）当社は、2015 年に収穫したぶどう 90%と前年の 2014 年に収穫したぶどう 10%を使用した日本ワインを製造しています。

この場合、ぶどうの収穫年について「2015 年産 90%、2014 年産 10%」等、割合を表示することはできますか。

（答）ぶどうの収穫年については、表示する収穫年に収穫したぶどうの使用量が 85%以上の場合に、その収穫年（2015）を表示できることとしており、それ以外の収穫年（2014）を表示することはできません。

（表示基準第7項）

【表示の方式等（一括表示欄の表示関係）（第 8 項関係）】

（問 35）酒類の品目は、一括表示欄に記載していれば、主たる商標を表示する側への表示を行う必要はないのですか。

（答）酒類の品目を表示する場所については、酒税法及び酒類行政関係法令解釈通達第 8 編 86 条の 5 関係 2 (2) のとおり、主たる商標を表示する側への表示を基本としていますが、酒類の品目の表示以外の表示義務事項等と一括して表示する場合には、主たる商標を表示する側以外の場所に表示することとしても差し支えないこととしておりますので、一括表示欄に他の表示義務事項と一括して品目を記載している場合には、主たる商標を表示する側への品目の表示を行わなくても差し支えありません。

（酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第 8 編 86 条の 5 関係 2 (2)）

（問 36）一括表示欄に「果実酒」等の酒類の品目を表示する場合の文字は、何ポイントの活字以上の大きさで表示すればよいのですか。

（答）一括表示欄に酒類の品目を表示する場合は、次のポイントの活字以上の大きさで表示する必要があります。

容器の容量 酒類の品目	360m l 以下	360m l 超 1 L 以下	1 L 超 1.8 L 以下
果実酒	10.5	14	16
甘味果実酒	7.5	10.5	14

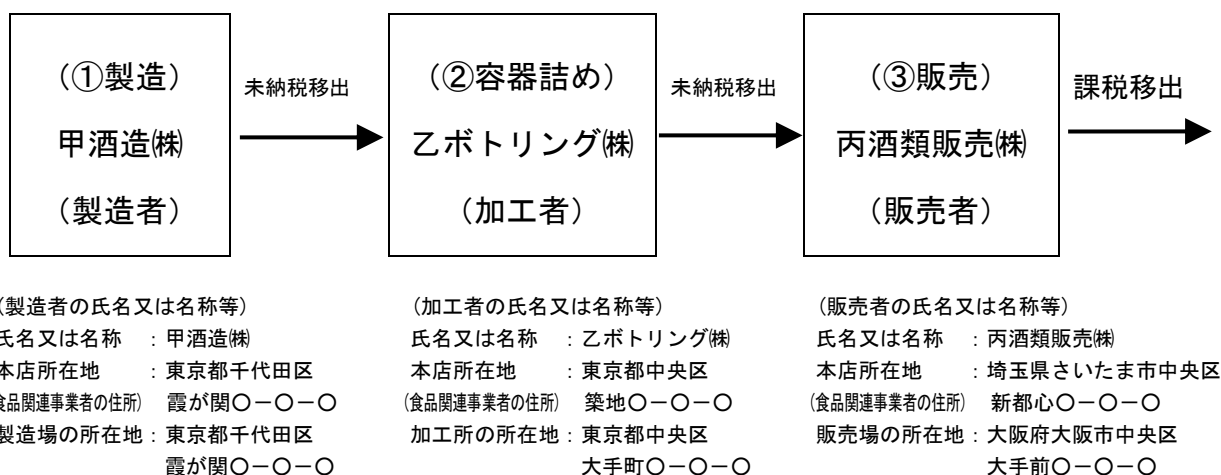
ただし、主たる商標を表示する側に上記のポイントの活字以上で酒類の品目を表示している場合には、一括表示欄への表示は 8 ポイント（容量 200m l 以下の容器の場合は 6 ポイント）の活字以上の大きさで表示しても差し支えありません。また、この場合の一括表示欄への品目の表示は省略することができます。

（表示基準別記様式備考 2、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第 8 編第 1 章第 86 条の 5 関係 2 (3)）

（問 37）製造者、加工者、販売者がそれぞれ異なる場合、一括表示欄はどのように記載すればよいでしょうか。

（答）一括表示欄への記載に当たっては、食品表示基準の規定に従って表示する必要があります。具体的な表示例を示すと、次のようになります。

【事例】他社の製造場において、①製造（製造者：甲酒造(株)）され、②容器詰め（加工者：乙ボトリング(株)）された酒類を、③未納税移入した後に課税移出して販売（販売者：丙酒類販売(株)）した場合



（表示例 1）製造者を食品関連事業者とした場合

日本ワイン
品 目 果実酒
～ 中略 ～
販売元 丙酒類販売株式会社（酒類製造者の名称）
大阪府大阪市中央区大手前〇―〇―〇（酒類製造場の所在地）
製造者 甲酒造株式会社（食品関連事業者の名称）
東京都千代田区霞が関〇―〇―〇（食品関連事業者の住所）
加工所 乙ボトリング株式会社（加工者の名称）
東京都中央区大手町〇―〇―〇（加工所の所在地）

（表示例 2）加工者を食品関連事業者とした場合

日本ワイン
品 目 果実酒
～ 中略 ～
販売元 丙酒類販売株式会社（酒類製造者の名称）
大阪府大阪市中央区大手前〇―〇―〇（酒類製造場の所在地）

加工者	乙ボトリング株式会社（食品関連事業者の名称）
	東京都中央区築地〇ー〇ー〇（食品関連事業者の住所）
加工所	東京都中央区大手町〇ー〇ー〇（加工所の所在地）

（表示例 3）販売者を食品関連事業者とした場合

日本ワイン	
品 目	果実酒
～ 中略 ～	
販売者	丙酒類販売株式会社（食品関連事業者の名称）
	埼玉県さいたま市中央区新都心〇ー〇ー〇（食品関連事業者の住所）
販売場	大阪府大阪市中央区大手前〇ー〇ー〇（酒類製造場の所在地）
加工所	乙ボトリング株式会社（加工者の名称）
	東京都中央区大手町〇ー〇ー〇（加工所の所在地）

（注）表示例 1 から 3 のいずれの場合も、「〇〇産ぶどう使用」など、ぶどうの収穫地を含む地名であることが

分かる方法により表示する場合は、醸造地（東京都千代田区）を表示する必要があります（問 27 参照）。

（表示基準第 5 項 1 号、別記様式備考 4、通達(11)ニ(ハ)、食品表示基準第 3 条、第 8 条）

(参考)

【国内製造ワイン・日本ワイン・輸入ワインの区分判定フロー】

YES → NO - - →

START

